

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき _____ に
おける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及
び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、 _____ に勤務し、出入するすべての者に適用
するものとする。

(事務局及び防火管理者)

第 3 条 事務局は _____ に置く。
2 防火管理者は _____ から選任し、本計画の運用にあたってすべての事務
を行うものとする。

(防火担当責任者)

第 4 条 各テナントには防火管理者を補佐するため、防火担当責任者を置く。
2 防火担当責任者は、防火管理者の資格を有するよう努めるものとし、各テナント
における消防計画を作成し、防火管理者に提出するものとする。

(防火管理者及び防火担当責任者の権限及び業務)

第 5 条 防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を
行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 防火担当責任者に対する指導監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

2 防火担当責任者は、防火管理者の指揮監督のもとに次の業務を行うものとし、不
備欠陥事項があれば速やかに防火管理者に報告するものとする。

- (1) テナントにおける建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の日常点検
- (2) テナントにおける消防用設備等の日常点検
- (3) テナントにおける火気の使用又は取扱いに関すること

(4) その他防火管理者より指示された業務

(消防機関への報告並びに連絡)

第6条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出並びに連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建屋、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- (3) 消防設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

(不備欠かん事項の整備)

第7条 防火管理者は、各点検検査に基づく不備欠かん事項について改修計画を樹立し、その促進を図るものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第8条 建物内に出入りする者は、火災等の災害を防止するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (2) 防火管理者等は、建物内の喫煙行為に注意し、必要に指示を行うこと。
- (3) 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、避難口の付近には避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

第2章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第9条 火災、地震、その他の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。この組織及び分担については、別表1のとおり定めるものとする。また、防火管理者は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を防火担当責任者と協力して行うものとする。

- (1) 建物内にいる者の避難開始命令及び、避難状況の把握
- (2) 各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防機関の災害現場への誘導及び情報の提供

(通報、連絡)

第10条 火災を発見した者は、通報連絡係を通じて、直ちに消防署へ通報するとともに、周辺に火災発生を知らせる。

(消火活動)

第11条 初期消火係は、火災発生の覚知と同時に、発生場所に急行して消火器等を操作し、初期消火を行うものとする。

(避難誘導)

第12条 避難誘導係は、火災発生の覚知と同時に施設内の非常口を開放し、避難者の安全な避難誘導を行うものとする。

(消防隊への情報提供等)

第13条 通報連絡係は、到着した消防隊に対して、火災の延焼状況、燃焼物件、出火場所、逃げ遅れたものの有無等について情報を提供すること。

(自衛消防訓練)

第14条 防火管理者は、次により訓練を行い災害時における諸活動の熟練を図るものとする。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	○消火、通報及び避難訓練を連携して行う。 ○必要に応じて消防機関の指導を要請する。	年 回
部分訓練	○指揮、消火、通報及び避難などの各訓練を個別に任務や行動を確認するため実施する。	年 回
災害訓練	○震災を想定し、会社独自又は市等の行う訓練に参加する。	年 回

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に消防本部に届出るものとする。

第3章 災害対策

(震災予防対策)

第15条 防火担当責任者は、地震時の災害を予防するために各種点検、検査に合わせて次の事項を行う。

- (1) 建築物に付随する看板、各種機器、照明器具等の落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認
- (3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品の除去
- (4) 危険物の漏洩、流出などの予防措置
- (5) 大規模な地震の発生に関する予知情報又は警戒宣言が発令された場合には、営業等の自主規制処置を行う。

(地震後の安全確認)

第16条 防火管理者は、地震時の二次災害を防止するため、防火担当責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し破損、変形等の個所について応急措置を行うとともに、全機器について安全を確認後、使用供給を開始すること。

(地震時の活動)

第17条 地震時の活動は、第3章各条によるほか、次の事項について行うものとする。

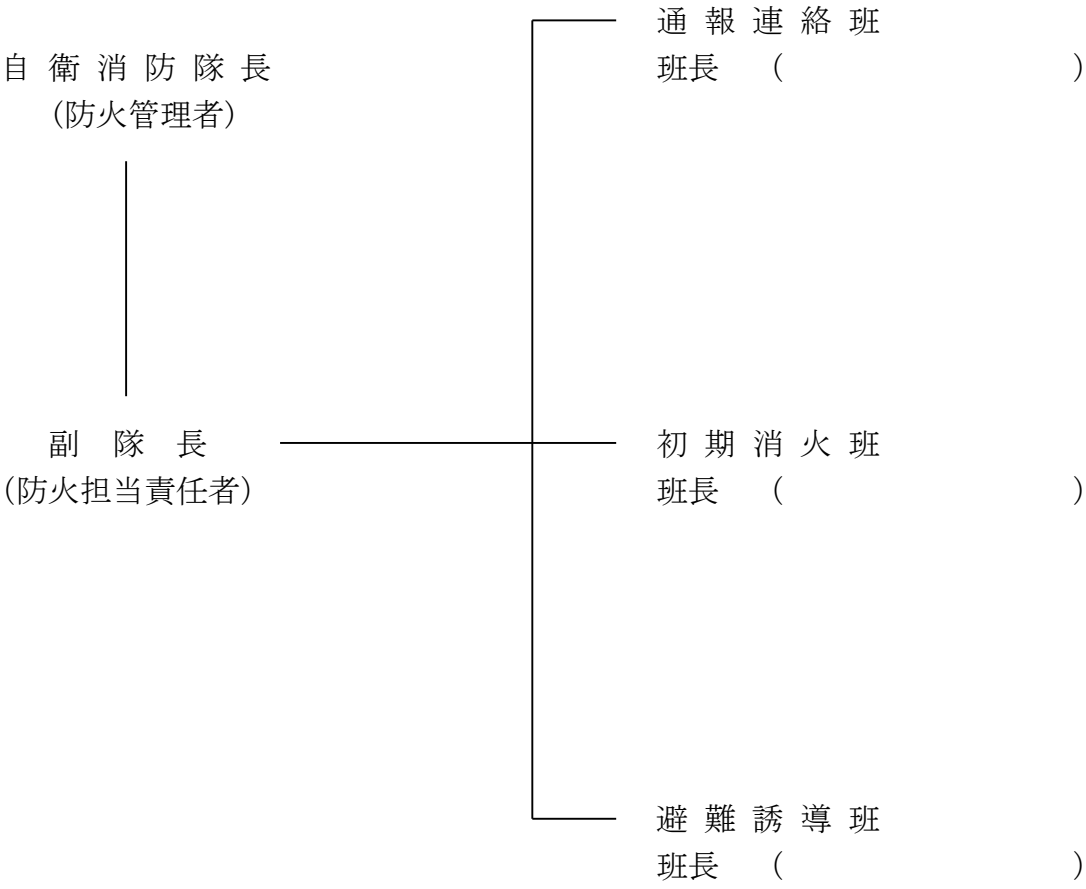
- (1) 自衛消防隊員は、人命安全確保を図るための措置を積極的に実施するものとする。
- (2) 防火担当責任者は、火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。
- (3) 建物内で火災発生危険を伴う器具を使用している場合は、電源や熱源を停止し、安全を確保する。
- (4) 自衛消防隊員は、消防活動体制をとる。

(避難)

第18条 防火管理者は、大規模な地震の発生に関する予防情報又は警戒宣言が発令された場合には、ただちに営業を停止するとともに防火担当責任者と協力して施設内の者に伝達し、屋外の安全な場所に避難誘導する。

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。



(注) 各班の任務は次のとおりとする

- 1 通報連絡班 ①消防署（１１９）への通報
②関係者等へ火災の連絡
③消防隊へ情報の提供
- 2 初期消火班 ①消火器や水バケツ等による初期消火
②消火栓等、設備を使用した初期消火
- 3 避難誘導班 ①非常口の開放
②避難器具等を使用し安全な場所へ避難させる